

許可手数料

山口市使用料、手数料徴収条例

区 分	単 位	金 額
1 はり紙又はこれに類するもの	100枚につき	400円
2 立看板	1枚につき	400円
3 広告幕又はこれに類するもの	1枚につき	600円
4 気球広告	1個につき	1,400円
5 電柱若しくは街灯柱を利用する屋外広告物又はこれを掲出する物件	1枚又は1個につき	350円
6 1から5までに掲げるもの以外のはり札その他の屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件	1㎡未満のもの 1枚、1個又は1基につき	300円
	1㎡以上2㎡未満のもの 1枚、1個又は1基につき	600円
	2㎡以上5㎡未満のもの 1枚、1個又は1基につき	1,000円
	5㎡以上10㎡未満のもの 1枚、1個又は1基につき	1,550円
	10㎡以上20㎡未満のもの 1枚、1個又は1基につき	2,850円
	20㎡以上30㎡未満のもの 1枚、1個又は1基につき	4,700円
	30㎡以上のもの 1枚、1個又は1基につき	1㎡増すごとに 450円を 4,700円に 加算した額

備 考

- 1 はり紙又はこれに類するものの枚数が100枚未満であるとき、又はその枚数に100枚未満の端数があるときは、100枚として計算する。
- 2 4から6までに掲げる屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件がイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものによるものであるときは、それぞれ該手数料の金額に相当する額と当該定数量の金額に加算した金額とする。

許可期間

- 1 はり紙（これに類するもの）、立看板、広告幕（これに類するもの）、気球広告にあっては1月以内
- 2 はり札にあっては1年以内
- 3 上記以外の広告物にあっては3年以内